

## 品川区がけ・擁壁の安全化対策支援事業実施要綱

制定 平成 29 年 6 月 1 日 区長決定

要綱第 66 号

改正 令和元年 11 月 29 日 要綱第 324 号

改正 令和 2 年 8 月 13 日 要綱第 167 号

改正 令和 3 年 3 月 25 日 要綱第 41 号

改正 令和 3 年 3 月 25 日 要綱第 41 号

改正 令和 6 年 3 月 14 日 要綱第 92 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日 要綱第 108 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、がけおよび擁壁(以下「がけ等」という。)の安全化対策工事を実施しようとするがけ等の所有者等に対し、工事に必要な経費の一部を助成することにより、がけ等の安全性の向上を図り、区民の生命および財産の安全確保とともに、災害発生時の道路閉塞、避難および消火活動への支障となる危険性の解消により、地域の防災性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす傾斜地をいう。
- (2) 擁壁 がけの崩壊を防ぐための工作物(常に土圧を受けないものは除く)をいう。
- (3) がけ高 がけ下端よりその最高部までの高さをいう。
- (4) 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。)第 7 条第 1 項により、東京都知事が指定した区域をいう。
- (5) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害防止法第 9 条第 1 項により、東京都知事が指定した区域をいう。
- (6) 道路 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項または第 2 項に掲げる道路をいう。
- (7) 公共施設 国または地方公共団体が所有または管理する建築物(区民等が利用する建築物に限る。)およびその敷地または公園等(東京都立公園条例(昭和 31 年条例第 107 号)第 3 条第 1 項により告示した都市公園、品川区立公園条例(昭和 39 年条例第 31 号)第 2 条第 1 項により告示した公園または品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例(平成 8 年品川区条例第 35 条)第 3 条第 1 項により告示した児童遊園に限る。)をいう。
- (8) 土地の所有者等 土地の所有権を有する者(以下「土地所有者」という。)および建築物の所有を目的とする地上権または賃借権(以下「借地権等」という。)を有する者(土地所有者の同意を得ている者に限る)をいう。複数の者が共有する土地にあっては、共有者全員の合意によって代表者として選任された者とし、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 1

条の適用を受ける建築物が存する土地にあっては、区分所有者によって合意された代表者とする。

(9) 擁壁改修工事 擁壁を築造するための根切り工事(山留工事を含む。)、既存の擁壁撤去工事、擁壁基礎工事(杭工事を含む。)、擁壁躯体工事(仮設工事を含む。)、水抜き穴設置工事、裏込め設置工事、擁壁前面および背面の埋戻し工事(地表面(傾斜面を含む。)の整地工事を含む。)、擁壁の上部または下部に接する土地に設置する排水施設工事(地表面の雨水および水抜き穴から流れ出る水を排水するための施設に限る。)および擁壁の上部に接する地表面(傾斜面を含む。)の舗装工事(擁壁の上端からの水平距離ががけ高の範囲内の工事に限る。)をいう。

(10) がけ等に接する土地 がけ等の下端からの水平距離ががけ高の 2 倍以内の土地のうち品川区内に存する土地をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法および建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)で使用する用語の例による。

(助成対象がけ等)

第3条 この要綱による助成金の交付対象となるがけ等は、次に掲げるがけ等(以下「助成対象がけ等」という。)とする。ただし、法第 7 条第 5 項または第 7 条の 2 第 5 項の検査済証の交付を受けたがけ等、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 2 項の検査済証の交付を受けた開発区域内のがけ等および宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 17 条第 2 項の検査済証の交付を受けたがけ等は除く。

(1) 土砂災害警戒区域内に存するがけ等

(2) 道路または公共施設に接するがけ等(高さが 2m を超えるものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認めるがけ等を助成金の交付対象とすることができる。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象のがけ等を含む土地の所有者等(次条第 1 項第 4 号の工事においては、当該がけ等に接する土地の所有者等)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としない。

(1) 国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体。

(2) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 7 条に規定する鉄道事業者

(3) 住民税を滞納している者(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 2 条第 3 号に規定する管理組合を除く。)

(4) 法人住民税を滞納している者

(5) 既にこの要綱による助成を受けたことがある者

(6) 国、地方公共団体その他の団体からこの要綱による助成と同種の助成を受けている者

(助成対象工事)

第5条 助成金の交付の対象となる工事(以下「助成対象工事」という。)は、品川区内にある助成対象がけ等のうち、防災上危険であり、安全対策を行う必要があるものに対して行う工事で、次の各

号のいずれかに該当するもの（以下「擁壁改修工事等」という。）とする。

(1) 擁壁改修工事のうち、次のアからウまでのいずれにも該当するもの。

ア 法、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法および東京都建築安全条例(昭和 25 年東京都条例第 89 号)の定める基準に適合した工事であること。

イ 擁壁を築造し、擁壁改修工事後の擁壁の高さが 2 m を超えること。

ウ 擁壁改修工事後の擁壁の上部および下部に接する傾斜面の勾配は 30 度以下であること。ただし、切土をした土地の部分に生ずるがけの部分にあっては、その土質に応じて勾配が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）別表第一中欄の角度以下とすることができる。

(2) 土砂災害特別警戒区域内に存するがけ等の土砂災害の防止に関する工事を実施した結果、土砂災害防止法第 9 条第 8 項に基づき当該土砂災害特別警戒区域の指定の事由がなくなるものと東京都知事が認める工事

(3) 既存のがけ等の補強工事で、区長が安全対策として有効であると認めた工事

(4) がけ等に接する土地のうち、当該がけ等の下部においてがけ等の崩壊に対する安全性を高める防護壁等を設置する工事

2 前項の規定にかかわらず、建築物の部分と擁壁を兼用させる場合における当該兼用部分に係る擁壁改修工事等は、助成対象工事としない。

3 助成対象のがけ等を複数の者が共有する場合は、共有者の人数にかかわらず、1 件の助成対象工事としてこの要綱を適用する。

4 複数の所有者(複数に分筆された敷地にまたがる一連のがけ等を、それぞれ異なる者が所有している場合をいう。)が、共同して一体の擁壁改修工事等を行う場合は、所有者の人数にかかわらず、1 件の助成対象工事としてこの要綱を適用する。

5 助成対象工事は、同一の敷地について 1 回を限度とする。

(助成の内容)

第 6 条 助成対象者が助成対象工事を行う場合の助成額は、次の表のとおりとする。また、額の算定については、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

工事の種類	交付額	限度額
前条第 1 項第 1 号の工事	工事に要する経費の 2 分の 1	600 万円（第 3 条第 1 項第 1 号のがけ等にあっては 2,000 万円）
前条第 1 項第 2 号の工事		2,000 万円
前条第 1 項第 3 号の工事		100 万円
前条第 1 項第 4 号の工事		200 万円

2 擁壁改修工事等をしようとする助成対象がけ等が敷地内に 2 ヶ所以上ある場合の助成対象工事は、それぞれの助成対象工事に要する経費の合計額として、助成額を算出する。

3 助成対象工事に要する経費は、次に掲げる費用を含めることができる。

(1) 工事監理業務に要する費用

(2) 区長が必要と認める工事に要するその他の費用

4 助成対象工事に要する経費は、次に掲げる費用は除くものとする。

(1) 設計業務に要する費用

(2) 地盤調査に要する費用

5 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(事前協議)

第7条 助成対象工事の助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、擁壁改修工事等の契約締結および助成申請前に、がけ・擁壁改修工事等事前協議書(第1号様式)により、区と擁壁改修工事等の内容について協議を行わなければならない。

(助成申請手続)

第8条 申請者は、がけ・擁壁改修工事等助成申請書(第2号様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(助成対象者の確認等)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、助成対象になることを決定したときは、がけ・擁壁改修工事等助成対象確認通知書(第3号様式。以下「確認通知書」という。)により、申請者に通知する。

2 区長は、審査の結果、助成対象にならないことを決定したときは、がけ・擁壁改修工事等助成対象にならない旨の通知書(第4号様式)により、申請者に通知する。

(全体設計の申請および承認)

第10条 申請者は、助成対象工事の施工年度が2か年度以上にわたる場合は、がけ・擁壁改修工事等全体設計承認申請書(第5号様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、その可否について、がけ・擁壁改修工事等全体設計承認通知書(第6号様式)により、申請者に通知する。

(全体設計の変更)

第11条 前条第2項の規定により承認を受けた者は、全体設計の総額等の変更が生じた場合は、速やかにがけ・擁壁改修工事等全体設計変更申請書(第7号様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る変更の内容を審査し、その可否について、がけ・擁壁改修工事等全体設計変更承認通知書(第8号様式)により、申請者に通知する。

(擁壁改修工事等の着手)

第12条 第9条第1項の規定により助成対象の確認を受けた者(以下「助成予定者」という。)は、確認通知書を受領後、当該助成対象工事に係る業務請負契約を締結し、速やかに助成対象工事に着手しなければならない。

2 助成予定者は、助成対象工事に着手したときは、速やかに、がけ・擁壁改修工事等着手届(第9号様式)に助成対象工事の請負契約書の写しを添えて区長に届け出なければならない。

(中間検査)

第13条 区長は、第5条第1項第1号に定める擁壁改修工事において、工程を指定し中間検査を実施

するものとする。

- 2 助成予定者は、前項の規定により指定があった工程に達したときは、がけ・擁壁改修工事中間検査申請書(第10号様式)に関係図書を添えて区長に申請しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請を受理したときは、助成対象工事が適切に行われているか、速やかに検査を行うものとする。
- 4 区長は、前項の検査を行った結果、助成対象工事が適切に行われていないと認めたときは、助成対象工事が適切に行われるよう助成予定者および工事施工者に指導しなければならない。  
(擁壁改修工事等の変更等)

第14条 助成予定者は、助成対象工事の内容(擁壁改修工事等の予定期間を含む。)を変更しようとするときは、がけ・擁壁改修工事等助成変更申請書(第11号様式)に関係書類を添えて区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該変更内容を適當と認めたときは、がけ・擁壁改修工事等助成対象の変更確認通知書(第12号様式)により助成予定者に通知する。
- 3 区長は、審査の結果、当該変更内容を適當と認めないとときは、がけ・擁壁改修工事等助成対象の変更にならない旨の通知書(第13号様式)により助成予定者に通知する。
- 4 助成予定者は、助成対象工事を取りやめるときまたは助成金の交付を辞退するときは、がけ・擁壁改修工事等取りやめ届(第14号様式)を区長に届け出なければならない。  
(助成金の交付申請)

第15条 助成予定者は、助成対象工事が完了したときは、速やかに、がけ・擁壁改修工事等助成金交付申請書(第15号様式)およびがけ・擁壁改修工事等に係る消費税仕入税額控除確認書(第16号様式)に関係図書を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定により全体設計の承認を受けた助成予定者は、助成対象工事の施工途中の年度に支出した額がある場合は当該年度の年度末までに第15号様式および第16号様式に関係図書を添えて、区長に申請しなければならない。この場合において、助成予定者は、その年度において支出した額を限度として、助成金の一部の交付を受けることができる。
- 3 助成予定者は、助成対象工事に要する経費に消費税額を含めて前2項の申請をする場合に、消費税の全部または一部について、控除を受けることまたは受けたことが申請後に発覚したときは、区長に速やかに報告し、指示を受けなければならない。この場合において、区長が当該仕入控除税額の全部または一部の納付を命じたときは、助成予定者は、これを納付しなければならない。

(完了検査および助成金の交付決定)

第16条 区長は、前条第1項または第2項の規定により助成金の交付申請があつたときは、速やかに完了検査を実施するとともに、その申請内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、がけ・擁壁改修工事等助成金交付決定通知書(第17号様式)により、申請者に通知する。

- 2 区長は、完了検査および審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、がけ・擁壁改修工事等助成金不交付決定通知書(第18号様式)により、申請者に通知する。  
(助成金の交付請求)

第 17 条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成金交付決定者」という。)は、がけ・擁壁改修工事等助成金交付請求書(第 19 号様式)に関係書類を添えて、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 助成金交付決定者は、すでに確定申告を終了している場合、前項の請求をするときに(確定申告を終了していない場合には、確定申告終了後速やかに)、当該助成金に係る消費税の確定申告書等を提出し、区長の確認を受けるものとする。

3 区長は、第 1 項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第 18 条 区長は、助成金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 擁壁改修工事等を行うに当たり、遵守すべき法令またはこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第 13 条第 4 項に規定する指導に従わないとき。
- (4) 助成対象工事の予定期間内に着手または完了しないとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、がけ・擁壁改修工事等助成金交付決定取消通知書(第 20 号様式)により、助成金交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 19 条 区長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じができるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 20 条 この要綱に基づく助成金の交付を受ける権利は、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(委任)

第 21 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

## 付 則

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

## 付 則

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

## 付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

## 付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

## 付 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の第 3 条第 1 項ただし書、第 5 条第 1 項第 1 号アおよびウならびに第 6 条第 1 項の表の規定は、改正後のこの要綱の適用の日以後に、第 15 条第 1 項または第 2 項の規定による交付申請を

行うがけ・擁壁改修工事等助成金（以下この項において「助成金」という。）の交付決定について適用し、同日前に交付申請を行った助成金の交付決定については、なお従前の例による。